

補助犬同伴受入れについて

高齢者のみまもり相談について

燃えない壊れないまちづくりの実現を  
目指して

墨田区 都市計画部建築指導課

墨田区 福祉保健部厚生課

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

財団法人 東京都生活衛生営業指導センター

## 趣旨

この報告書は財団法人東京都生活衛生営業指導センターが平成23年度生衛業地域生活支援事業の一環として実施した「補助犬・高齢者のみまもりなどを知る集い」の様式をもとに作成しています。

この集いは、鮨、麺類、中華料理、飲食業、食鳥肉販売業、理容、美容、公衆浴場など生衛業の会員が、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の理解を深めるとともに、使用者を受け入れる場合や補助犬への配慮事項を知るためのものです。合わせて墨田区高齢者福祉課から、生衛業の事業をお使いいただくお客様の中に、高齢者の方が孤立していたり、認知症ではないかと思われる方がいらっしゃったときは、近くにある地域包括支援センター（墨田区では高齢者支援総合センターと呼んでいます）へ情報提供することで、要支援な状態に至る前に適切な支援につなげることができることをお話いただきました。また、生衛業の事業者には、住居併用で店舗を構える方々も多くいらっしゃいます。お店を高齢者や障がい者も使いやすいバリアフリー化とともに、火災や地震に強いお店に改修する制度（燃えない壊れないまちづくりの一環として）を知って、活用できるよう都市計画部建築指導課にも講演いただきました。

「補助犬同伴受け入れについて」は財団法人 日本盲導犬協会 神奈川訓練センター 普及推進事業課 安保さん、そして盲導犬ユーザー（補助犬使用者・以下ユーザーという）の佐藤さんにもご参加頂き盲導犬理解に必要なお話をさせていただきました。

本報告書を活用し、生衛業組合員が盲導犬等の補助犬使用者の受け入れや、それぞれの事業者でも出来る孤立化したり、認知症状の見られる高齢者への支援について理解を深め、協力につなげられることを期待します。さらに、生衛業の組合員の店舗が火災や地震による災害から身を守り、お店の安全、安心につながる制度を上手に活用していただき、地域に根ざした事業を通し、地域福祉に貢献することを期待します。

生衛業（生活衛生関係営業）とは：

鮨商、中華料理、社交飲食業、料理、飲食業、喫茶飲食業、食鶏肉販売業、氷雪販売業、理容、美容、興行、ホテル旅館、簡易宿泊業、公衆浴場業、クリーニングの16業種の営業をいう。

## 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1部 補助犬同伴受け入れについて……………         | 1  |
| 第2部                            |    |
| 1. 高齢者の見守り相談事業……………            | 13 |
| 2. 燃えない壊れないまちづくり……………          | 23 |
| 資料                             |    |
| 1 「補助犬・高齢者のみまもりなどを知る集い」参加者数 …… | 28 |
| 2 受講者アンケート結果の概要……………           | 29 |

## 第1部 補助犬同伴受け入れについて



飛田理事長からのご挨拶で、地域支援事業の大切さを確認しました。



PR犬と安保講師



盲導犬ユーザーの佐藤さん



フロアからの質疑もありました。

## 第2部

### 1. 高齢者の見守り相談事業



山田講師

### 2. 燃えない壊れないまちづくり



小柳講師



## 第 1 部

### 補助犬同伴受け入れについて

## 補助犬同伴受け入れについて

講師 日本盲導犬協会  
安保 美佳  
ユーザー  
佐藤

安保さん：皆様はじめまして、こんにちは。安保と申します。PR犬ナッシュという女の子と一緒に来ました。

佐藤さん：ユーザーの佐藤と申します。盲導犬のエイト 6 歳になる男の子と一緒に来ました。

安保さん：エイトは盲導犬になって 4 年半になります。

<盲導犬は何頭いるの？>

佐藤さん：盲導犬は、北海道から沖縄県まで 1067 頭います。エイトは 1067 分の 1 です。視覚障害者は目で見えて確認することができないので、声に出したり拍手でこたえてくださると助かります。

<視覚障害って、どのような障害なの？>

- ・盲導犬を連れていて携帯を見ていたらおかしいなと思う方もいらっしゃると思います。
- ・視覚障害者のうち、ほとんど見えない全盲の方は 1~2 割です。
- ・残る方は弱視の方で、矯正しても 0.1 以上の視力がなく、片方しか見えないということもあります。
- ・私の場合は、双眼鏡を作っただいて歩くことを想像して欲しいのですが、足元を見ることができません。実はそういう状態で視界が限られる視野狭窄という病気です。一般の成人ですと視野は 160~180 度くらいあるのですが、私の場合は 3 度くらいです。ですから携帯をみることはできますが、歩くことはできません。ですので、レストランでメニューを見ることはできますので、何で盲導犬を使っているのということを聞かれます。このように、全部見えないということではないという視覚障害者が大勢いるということを知ってもらいたいと思います。
- ・私の場合、中途障害者なので 20 歳を過ぎて病気になって障害を持ちました。

<視覚障害者は、何人ぐらいいるの？>

- ・視覚障害者は現在どのくらいいるかといいますと、現在 38~39 万人、40 万人に

手が届くくらいの人数になっています。それは糖尿病や緑内障など生活習慣病によるところが大きく、この10年近くで30万人から急に増えています。つまり、人ごとではないということを知っておいて欲しいと思います。

安保さん：視覚障害者は自分とはまったく関係ないことではないということを気に掛けていただければと思います。

＜視覚障害者は、外をどのような方法で歩くことができるのか？＞

安保さん：視覚障害者は、外を歩く時にどのように歩くのか、どうして盲導犬なのかについてお話ししたいと思います。

- ・外を歩く方法の1つは、盲導犬とともに歩くということですが、これは後ほど説明します。
- ・もう1つの方法としては、私が持っている白い杖、白杖はくじょうと呼ばれる道具を使って歩くというものです。
- ・残る1つは、人と歩くということです。誘導する人が視覚障害者の半歩前を歩き、視覚障害者が誘導する人のひじまたは肩につかまり進みます。誘導する人を手引き、介添えという呼び方をします。

＜盲導犬が必要という理由は？その①＞

安保さん：盲導犬となぜ歩こうと思うのか、なぜ必要なかを話してもらいましょう。

佐藤さん：人と歩けば安全で確実で、ここに何があるよ、これがあるよと教えてくれます。

- ・視覚障害者にとって必要な情報を教えてくれて一番いいと思います。
- ・視覚障害者が家族にいたとします。皆さんだったらどうでしょうか？24時間365日、私が付いていてあげられるよ、という人はいますか？
- ・無理という方拍手お願いします。(拍手)
- ・私にも子どもがいますが、学校を休んで一緒についていてともいえませんが、今は一緒に買い物をしようといっても、いやだといわれます。
- ・ガイドヘルパーというのがあるって、利用には一週間前に申し込まなければいけない決まりになっています。例えば、今日お腹が痛くなったときにガイドヘルパーの予約ができていないわけじゃないのです。急遽ということがあるわけで、なんといっても自立歩行が第一なんです。そこで、自立歩行の道具に白杖というのがあります。一歩、半歩前を探りながら、歩きます。
- ・白杖は、障害物に当たって確認する、探しながら歩くわけです。
- ・白杖は、軽いし、折り曲げることができます。真直ぐのタイプもありますが、折りたたみだとバックにも入れられます。
- ・盲導犬については、小学校3年生のときには知っていました。今のようにインターネットもなく盲導犬を育てるということには関心がありますが、特にそ



れを実行することもなく、普通に小学校、中学、高校に行きました。20歳のときに眼鏡を買い替えようと検眼に病院へいったら、あなたは病気でずといわれました。そのとき既に、障害手帳2級で車の運転もできない状態になっていました。その間全く気づかず、車も乗っていました。

- ・ 白杖はその後使うようになりました。そのころは、自分自身が障害者であることを受け入れていなかったので白杖を使わず歩いていました。
- ・ しかし、躓いたり、転んだり、電柱にぶつかって眼鏡を3つも4つも壊していました。その後も白杖を使うようになってもぶつかって眼鏡をいくつも壊しました。
- ・ リハビリセンターに通っているときに、日本盲導犬協会の方に盲導犬体験してみないといわれました。そのとき、私は若干見えていました。盲導犬の使用はよく全盲じゃないといけないんじゃないかといわれることがあります、私のように視野が狭くて歩くことが大変だということで、使用が可能ということで、私は、速攻で申し込みました。

#### <盲導犬が必要という理由は？その②>

佐藤さん：“エイトカム！”（盲導犬を呼びます）

- ・ この子の違いは何だと思いますか？まず、大きいのです。35kgあります。白杖よりものすごく重いです。おしっこもウンチもします。世話が大変です。
- ・ この子を見て怖いと感じますか？

フロアから：感じません！

佐藤さん：可愛いって言うてくれませんか？よそではよく言われます。

- ・ ドーベルマンと較べたらどうでしょうか？
- ・ 私自身、盲導犬訓練士になりたいと思っていたぐらいですから、動物に対して精神的に癒され、この子と歩きたいと思うのです。
- ・ 私は、これから全盲になってしまう。全盲なっても、一人で歩けるということのために使い始めたのです。

#### <白杖との違い>

安保さん：まず皆さんに、白杖で歩くということを知っていただきたいと思います。白杖は、当たったところに物があるんだなということを確認しながら歩きます。

（安保さんは白杖をぶつけながら、前にイスがあることを確認する動作をします）

- ・ 今ここにあるのがイスだったからよかったのですが、車だったら大変なことになりますし、人だったらどうでしょう、肩身が狭いです。
- ・ もし、そこにベンツがおいてあったら・・・というように杖を当てながらは、心の負担になります。

安保さん：これから、ナッシュと歩いてみます。

（安保さんは、ナッシュのハーネスを持ってナッシュ「オーケーストレート」、「ゴー、ゴー」と声を掛けます。）

（ナッシュは、安保さんがいくら声を掛けても安保さんの前にイスがあるので、ナッシュ自身が安保さんの進行方向を遮るように体を横にして止まっています。）

安保さん：ナッシュは、前に行けないことを体で示してくれます。

- ・通常ここまでギリギリのところに盲導犬と行くことはないですが、物と人（視覚障害者）の間に犬が入っていますので、白杖で物にストレートに当たる歩き方と較べて、物が見えている人に近い歩き方ができるわけです。
- ・このまま進んでみます。真直ぐ行ってねと指示を出しました。

（安保さんは、「ナッシュ、ゴー！」と声を掛けます）

- ・盲導犬は、使用者が出した指示に従って、こっちだったら行けるという方法を選んで進路を取ることができるんです。

#### <盲導犬ができる仕事とは？>

- ・盲導犬は、どういう仕事をしているのかというと、障害物をよけるという仕事が1つ、曲がり角で止まるという仕事も1つ、次の指示があるまで待っています。なぜかというと犬は次に進む方向を知りません。道を知っているのは指示を出す人間なんです。人間が地図を頭の中に描いて進んでいきます。

（安保さんがナッシュをつれて会場回ってみます。）

安保さん：「ナッシュ、レフトコーナー ゴー」といえば左に曲がり止ります。そして、「ストレイト ゴー」といえば真直ぐ行きます。

- ・このようにして障害物をよけながら、曲がり角を見つけながら進むということを行います。
- ・この他に、3つ目のお仕事があります。それは段差で止まるというものです。
- ・この3つの仕事をうまく組み合わせながら安全に歩くということです。
- ・今の説明で白杖で歩くということと、盲導犬と歩くということの違いを分かっていたかかなと思います。

#### <盲導犬と白杖の使い分けとは>

佐藤さん：盲導犬と白杖との使い分けをしています。人と歩くとき、一人で歩くときもあります。

安保さん：どれがいい、悪いということではないのですが、室内を歩くときは、盲導犬にハーネスをわざわざつけてというよりは、面倒なので白杖を使っている方もとてたくさんいます。

- ・日本盲導犬協会は盲導犬を育成していますが、盲導犬が一番いいのでどうぞ、

盲導犬を必ず使って歩いてくださいと押し付けているわけではないのです。

- ・ 一番大切なのは、犬でもなく、白杖でもなく、使っている方自身が自信を持って外に出かけられること、出ようと思うことだと思っています。その方々が安全に出かけられれば良いと思っています。

<補助犬ってなあに？>

安保さん：盲導犬は、補助犬の1つです。手足が不自由な方の手伝いをするための介助犬。

耳が不自由な方のお手伝いをする聴導犬の3種類を補助犬といっています。

- ・ 補助犬と誰がいつているのかというと法律でいっています。身体障害者補助犬法という法律があります。聞きなれない法律かと思いますが、2002年から法律ができて3種類の犬を補助犬としますといっているわけです。お店ではこの3種類の犬を受けて入れてほしいということです。
- ・ ただ受け入れてほしいといっているわけではないのです。

<補助犬を使う障害者にも役割があります>

安保さん：法律で補助犬のユーザー（使用者）には、それだけの役割が課せられています。

- ・ 本日、ナッシュとエイトの2頭が来ていますが、周りを歩いたときすごく臭かったでしょうか？
- ・ 臭くはなかったと思うのですがいかがでしょうか。あと、吠えていましたか？吠えていなかったと思います。飛びついたりもしなかったと思います。ユーザーにも義務があります。行動の管理があります。機械のようにはいかないかもしれませんが、むやみやたらに飛びついたり、噛み付いたりしないということです。さらに、衛生の管理というのがあります。
- ・ 佐藤さんに聞いてみましょう。

佐藤さん：衛生の管理は、シャンプーが、1月に1〜2回しています。この子達は、毎日のブラッシングと体を拭いています。ラブラドルは一年中毛が抜けるんですね。できるだけ抜けが少ないように毛をすいて出かけるようにしています。

安保さん：後、2頭とも洋服を着ています。おしゃれもありますが、目的は毛をやたらと落さないため、また、出かけた先でふせをさせて待たせるのですが、伏せる床がきれいだとは限らないので犬の体を保護するためでもあります。また、直射日光から体を守るためでもあるのです。

- ・ 洋服は絶対に着せなければならないというものではありません。ユーザーの方たちは、こうしたほうが受け入れてもらいやすくなるんだろうなということで取り組んでいるわけです。ですから、盲導犬が来た際に、洋服を着用していないからといって「洋服着てないじゃないか」というのも違うということを理解していただければと思います。

<補助犬には、認定書がある！>

安保さん：そして、表示をするという義務があります。ナッシュはPR犬ですのでつけていませんが、エイトの背中の中のハーネスのバッグの中には、盲導犬だという証明が入っています。

- ・ 何を書いてあるかという認定番号日本一382 という、382 番目の盲導犬ですということ、認定月日というのが書いてあっていつからかがわかります。犬種もラブラドルレッドリバーというのがわかるようになっています。
- ・ 例えば、“「この子は大切な補助犬です。」”という小さなチワワを抱えてお客さんが来ましたが、本当なのでしょうか”という問あわせが団体の方にあったことがありました。そのようなときは、補助犬には、表示をしてあるはずですから、認定書を確認させてくださいといっていた方がいいと思います。

佐藤さん：それでも信じられない場合は、私たちには写真付きの使用者証がありますので、その提示を求めてもらっていいと思います。

安保さん：これはおかしいなというとき、行動管理、衛生管理に問題がある場合には、例えば補助犬が汚い、臭いというときは、使用者に直接言っていただいていいと思います。もし直接伝えるのはちょっと気が引けて言えないなあという場合には、育成団体の方におっしゃっていただいてよいと思います。

- ・ 皆様に受け入れてくださいというからには、ユーザーの方々にもしっかり管理していただきたい、育成団体の方にもきちっと育てていきたいと思います、それぞれの立場に必要な取り組みを促すことが必要だと考えています。
- ・ 皆様に理解していただきたいことは、補助犬を受け入れるということは、犬を受け入れるということではなく、人を受け入れるということなんですね。
- ・ 目の見えない方、見えにくい方、それ以外の障害の方々には、家に引きこもりがちになって社会参加ができない方々、したくてもできない方々がたくさんいます。
- ・ そういう状況を少しでも緩和し、良くしようとして、補助犬を育成し、そういう方達にお渡ししているわけです。なのに行った先で入れません。入らないでくださいと言われたら本末転倒な話になってしまいます。ですから、行きたいところに行って何かをしたい。例えば、あすこのレストランに行っておいしいパスタが食べたいなあ、電車に乗って遠くに住む友達に会いに行きたいなあ、もちろん佐藤さんも他の視覚障害者の方も、身体障害者の方々皆さん同じなんですね。受け入れていただけたらいいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。
- ・ 最後に、“こういうことがありました”ということで体験談について佐藤さんからお話していただきます。

＜お店に行って困ったこと、思ったこと＞

安保さん：お店に行ったときに困ったこと、こんな言い方をされたことがあったといったことを聞かせていただけますか？

佐藤さん：ラーメン屋さんに行ったときのことです。盲導犬を連れているときは、盲導犬と一緒になんですがいいですかとお聞きします。

- ・ お店の中が、今混んでいるから席がないとか、犬の居場所がない、スペースがないということはあると思います。
- ・ 犬のアレルギーがあるからということはあると思います。そんな状態のときは無理して入れていただくとは思わないのですが、ことばで「すみません盲導犬なんですけどよろしいですか？」といいましたら、店員の方がお店の中に聞きに言って「うちは盲導犬やっていません」といわれたんですね。やっていましてといわれたら何もいえなくて、お腹が空いていましたが、もういいやということになってしまいました。反論のしようがありませんでした。
- ・ 東京ビックサイトの中のお店ですが、いろいろなところから客さんが来ていると思うんですね。盲導犬は海外の方が進んでいるので、海外から来られた方も利用するようなお店で拒否されたことがありました。そのときは、盲導犬を使用しているつれもあったので拒否してはいけないということをおっしゃっていただきました。
- ・ また、タクシーの乗車拒否が多くあります。運転手さんが「勘弁してくれよ！」といって行ってしまうんですね。あるとき、運転士さんは身体障害者補助犬法を知らなくて、「いやあ、でも」とか言っていたときに、“なにどうしたの”、私の後ろに並んでいたお客さんが聞いてくれたので“盲導犬なんですけど”といったら、ちょっと（乗車拒否）といわれちゃったんです」と伝えたら、運転士さんのところに行き「なに断ってんのよ！あんたの会社が困るのよ！盲導犬を連れてくる人を（乗車拒否したらいけないんだから、）乗せてあげなさい」と怒ってくれたといったこともありました。
- ・ その後の気まずさはありませんでした。「法律があることを知りませんでした。」といわれました。
- ・ チェーン店でも断られることがありまして、犬お断りと言いつつですね。盲導犬なんですけどといっても、犬でしょと言いつつですね。そのときは、小学生の子どもが“盲導犬なんだからいいんだよ！知らないの小父さん！”と言ってくれたんですね。子どもの力ってすごくて、“いいんだよね！お母さん”と同意を求められたお母さんも“そうね、そうね”ということでお店に入れたということもありました。
- ・ 私たちは、盲導犬を連れて入れるはずだと言うこともありますが、入れてくれ

ないんだったらいいやとふて腐れて帰るパターンの方が多いんです。

- 皆さんがいいですよ、どうぞどうぞと快く言ってくださると、社会に出ていきます。
- 私は白杖を使用していたころ、実際そんなに外に出ていません。一人で歩くのがすごく怖くて、人の目も怖いんです。若干見えるために、何この人という人の目も怖かったりするんです。
- 盲導犬のエイトと一緒にいるようになって、一人じゃないんですね。パートナーがいるだけで、鬼に金棒というか、どこへでも行っちゃえ、迷子になったら迷子になったでエイトと二人だったらいいやといった、すごい精神的なフォローをしてくれるパートナーなんですね。社会参加もできる。曳舟は、電車一本なんですけれど白杖では来れる自信はないのです。でも、エイトと一緒にだから行ってみようという気持ちを引き出してくれるんです。
- 障害を持っていても、だれも暗い生活をしたいとは思わない、同じ人間なので楽しく生活したいんですね。一日でも、楽しく人生を過ごしたいし、そのためには社会に出たいと思ったので、私はエイトと歩くという方法を選んでいきます。皆さんと同じだと思っていただければ分かってもらえると思います。

<受け入れていただくときに具体的にどうして欲しいか>

安保さん：お店の中にいるときに関わらず、外にいてハーネスをつけてお仕事をしている盲導犬、もしくはその他の補助犬を見かけたときにお願いしたいことなんです。まず、会うと可愛い目をしているので、あら、ワンちゃん偉いわね、頑張っているわね、こんにちはとなってしまうんですね。

- 盲導犬たちも人間のことが大好きなんです。とても遊んでもらうことが大好きなんです。それはなぜかという、この子達は遊びながら訓練をしているんですね。
- 日本盲導犬協会ではこの子達に楽しく仕事を覚えさせようということで、たくさん遊びを取り入れながら訓練をしているので、人を見ると遊んでもらえるかもしれないと思う子達ばかりなんですね。そんな犬に対して、人間が自分からこんにちはとやってしまうと、どうでしょうか？
- しっぽ振って、もしかして遊んでくれるのかなと思った瞬間に、前に段差があったら・・・通り越してしまうかもしれません、落ちてしまうかもしれない、躓いてしまうかもしれません。そういう危険を無くすためには、犬には声をかけないで下さい。勝手に触ったりしないで下さいというのが1つ目のお願いです。
- そして、お手伝いしたいなと思ったときには、犬ではなくて人のほうに声を掛けてください。「こんにち、お困りですか、何かお手伝いしましょうか。」お店であれば「今日はなにしましょうか」といったかたちで声をかけていただき



たいと思います。

佐藤さん：商店であれば、「これ安いですよ」と声をかけてくれれば、視覚障害者は耳でしか情報がなくて、眼で見て確認することができないので、自分で探し出すことができません。決まったもの以外の情報が全くないので、これ安いですよと耳元で言っていただければ買う意欲が湧きますし、新しいものが入りましたよとかいうと買わなきゃと思うかもしれません。セールストークをいっぱい言ってください。視覚障害者の購買意欲は高いです。

安保さん：私たちはよくお願いするのですが、視覚障害者の方たちに、衝動買いをさせてください、買い物の楽しみを増やしてください。

安保さん：席にご案内するときに、声を掛けていただく。手引きでご案内いただくこともいいと思います。「いらっしゃいませ。ご案内させていただきます。手引きしていいですか」といって頂き、手の甲に触れて、肘とか肩とかに触れることができます。あとは、進みますね、狭くなっていますよと声を掛けながら歩けばいいとおもいます。

- ・座席の位置ですが、佐藤さん希望はありますか？

佐藤さん：いつもお店の方に案内していただくのが、お店の奥なんです。見えないところにおいてくださっているのだと思いますが、角というのはありがたいのですが、盲導犬は、立ち上がる時に見ていただいたようにブルブルと体を振ります。このときに毛が飛ぶので、私たちは犬の首を押えて毛を落さないようにしています。このようにして、外に一回出て震わせてからレジに戻るということをしているんですが、出入り口までの距離が長ければ長いほど首を押えているので、できれば出入り口の近くであれば都合がいい。お店の都合もあるのですが、できれば出入り口の近くをお願いしたいと思います。

- ・いずれの補助犬も仕事をしていても、美味しいものは知っているので、床に落ちていと食べてしまうことがあります。できれば下に何も落ちていないか確認をお願いできればと思います。
- ・ユーザーによって違うので直接聞き出して欲しいと思います。

質疑

浴場組合：

- ・盲導犬を受け入れなければならないということを初めて聞きましたが、業界で盲導犬を連れた方をどのように受け入れた方がいいか尋ねたところ、犬によって能力が違うので一概にいけないと言われた。組合員にその話をしたところ、どのように受け入れ体制を整えなければいけないのか分からなければ、組合としてどうすればいいのか分からない。受け入れようがない。この次の会合で組合員に話せるマニュアルみたいなものがあればいいし、組合員の集まりにどなたかに来ていただいて話してもらえればとも思っている。

安保さん：こういうときにどうすればいいかという疑問をたくさんいただきます。当方でできることは、パンフレットや厚労省が出しているリーフレットを持ってきているので紹介することができます。当団体としてこういう場合はこうしてくださいというマニュアルがあり、もう少し詳しいものがあります。また、団体から来ることはできます。

- ・ おっしゃるように、犬によってユーザーが離れると鳴いてしまう犬もいます。個別で相談が必要ということはあると思います。

浴場組合：脱衣場があるので、犬の足を拭いて脱衣場まで来てもらうのはいいと思いますが、浴室の方はどうしたらいいのですか？

佐藤さん：私は連れて行かない。基本的には脱衣場などにおいていくということにしたい。

安保さん：法令では営業している方の著しい営業妨害になることはしてはいけないとあります。基本的に、犬がお風呂と一緒につかるといえることはないですね。

浴場組合：会合では、犬と一緒に入ったときに、ブルブルしたりするのか？という疑問があった。

安保さん：受け入れていただける範囲で、ご説明していただければと思います。

佐藤さん：私たちも、ゆったりとお風呂に入りたいので、浴場を使えたら嬉しいです。私の私見ですが、盲導犬を連れて行ったときに、寝ている子（盲導犬）もいるし、いろいろですが、邪魔でなければバンダイというか、カウンターの後ろにでも置いてくれれば嬉しいです。他のお客さんが盲導犬を知らない場合や、食べ物をどうぞ、どうぞとされることもあります。盲導犬も好きなものであれば食べてしまうことも考えられます。ユーザー（視覚障害者）がお風呂に入っている間、`盲導犬をみていてあげるわよ`と喋ってくださると、みんな（ユーザーが）いいよあそこの浴場はということになり、リピーターになると思います。

- ・ 視覚障害者は面倒と思われがちですが、よいとなればリピーターとなります。受け入れてくれるところが多くなったとはいえ、気持ちよく受け入れてくれるところは、あそこいいわよ、と聞きながらいくので、よろしくお願いします。





## 第2部

1.高齢者の見守り相談事業

2.燃えない壊れないまちづくり

## 高齢者の見守り相談事業について

たちばな高齢者支援総合センター

講師 山田 理恵子

山田さん：皆さんこんにちは！日頃大変お世話になっています。

- ・ 本日は、浴場組合、飲食組合、理美容組合、クリーニング組合の方々がいらしているとお聞きしています。
- ・ 日頃、当センターでは高齢者の支援ということで、理美容券の発行を代行しています。在宅の高齢者の方に理美容券サービスの案内や、申請代行をしています。
- ・ 飲食業関係の皆さんには、一人前でも配達してくださるお店を、一人暮らしの方にご案内をしています。
- ・ 私自身も現在関わっている認知症の一人暮らしの方がいて、施設入所に至るまで支えていきたいのですが、私の一番の同士になっていただいているのが、認知症の方がしょっちゅう通っている蕎麦屋さんです。
- ・ そういう意味では、本当にお世話になっています。この場を借りて感謝申し上げますと思います。本当にありがとうございます。

### <墨田区の現状と課題>

- ・ 日頃から皆様のご協力を頂きながら墨田区の中には、在宅で一人暮らしの高齢者の方、軽度の認知症のある方々がなんとか生活できているというのが実態です。
- ・ これからますます高齢者が増えていくという中で、墨田区の高齢化率は約 21%、私たちが担当している文花、立花という地域では高齢化率が約 25%で、4 人に 1 人は高齢者という状況を抱えています。
- ・ 同時に墨田区の状況として特徴的なのは、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯がとて多いということがあげられます。
- ・ 墨田区では、3 年前に一人暮らしの方の調査をしました。約 900 人弱の方が親族とのつながりもない、近隣とのお付き合いもない、だれともつながりを持たない社会的孤立という方がいらっしゃるということが分かりました。
- ・ また、最近では、認知症の方が大変増えています。警察の方々がいらっしゃると、振り込み詐欺や悪徳商法の話皆さんにされていかれると思うのですが、当方は向島警察官内なのですが、東京 23 区内の中で、かなり高い比率で悪徳商法に引っかかっている高齢者がいらっしゃると聞いております。
- ・ 下町の方は人がいいですし、認知症になられると知らない人でも受け入れてし

まうので、騙されている方がいらっしゃるそうです。

- 皆さんも、お店にお越しいただいているお客様の中に何となく認知症ではないかと、知識はなくても大変そうだなあとと思われる方々がいらっしゃるのではないかと思います。
- 皆様のように地元で営業されている方々が、同じようにお客様として受け入れてくださっている高齢者の方々の中にそういう方もいらっしゃる方もいるかもしれないということです。

#### <高齢者の支援、相談窓口を知って、支援が必要な方の情報を提供しよう>

- 今回お話をさせていただきたいのは、今墨田区で行われているそういった高齢者の支援、特に相談窓口がどこにあってどのような形で見守りを行っているのかを知っていただいて、同時に皆様には是非気軽に通報していただきたいと思っています。
- 先に結論から言ってしまいますが、私たち高齢者支援総合センターと、高齢者みまもり相談室という高齢者の相談窓口は、皆さんからご相談いただいたことに対して、例えば、「〇〇屋さんの□□さんが通報してきましたよ」といったようなことは言いません。特に、2年前からできた高齢者みまもり相談室では、皆様から頂いた通報だけではなく、区役所の方から情報をもらって一軒一軒高齢者の実態把握といって高齢者の状況を把握するのが業務になっています。その業務を持っている私たちとして皆様から通報があったといわず訪問して、その方に必要なサービスをつなげたり、認知症であれば認知症専門医につなげたりというのが業務です。ですので、是非気軽に相談していただきたいです。
- まずは相談の役割についてお話をさせていただきたいと思います。
- 資料は、3 つです。「こんにちは地域包括支援センターです」と「文花みまもり相談室です」というもの。「高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室のご案内」というのは、区内のどこにあるのかというのを示した地図です。
- まずは最初に、「こんにちは地域包括支援センターです」パンフレットをご覧ください。裏を見ていただくと8箇所の地域包括支援センターと書いてありますが、墨田区では高齢者支援総合センターと名称しています。区内に八広・東墨田は「はなみずき」、立花・文花は「たちばな」、向島・押上は「こうめ」、錦糸・太平・横川・業平は「なりひら」、墨田・堤通は「うめわか」、横綱・亀沢・石原・東駒形・本所・吾妻橋は「同愛」、京島は「むこうじま」、両国・千歳・緑・立川・菊川・江東橋は「みどり」といったように、区内を8つに分割して、それぞれ保健所のように担当エリアが決まっていて、その地域の高齢者の介護や福祉に関する相談を受ける、よろず相談窓口が地域包括支援センター墨田区

で言う高齢者支援総合センターということになります。

- ですので、基本的には在宅でお住まいの高齢者の方々が、例えばお元気な方が転倒して骨折してしまった。突然手術をして、入院して、退院したときには杖もしくは、車いすを使うような生活になってしまうわけです。そうなったときに今までは必要なかったけれどヘルパーさんが必要になったり、様々な福祉用具が必要となったり、リハビリが必要となったりします。
- そうしたときに、皆さんが年金等から保険料が引かれている介護保険制度を使って様々なサービスが使える仕組みになっていますので、その相談を受け付ける窓口が地域包括支援センター（高齢者総合支援センター）ということになります。
- 介護が必要となったときの最初の入り口になりますので、相談に来られる方には、ご本人ご家族はもちろんのこと、近所の方からもあります。
- 最近近所のおばあちゃんが認知症になったみたいなんだけど相談に乗ってほしい。お店をされている方からお金を持たずにお店に来て食事をして実際にお金を払おうとしたときにお金を持っていなかった、話を聞いたら何をしゃべっているのかよく分からない。こういった時に、警察に通報されることもあると思いますが（警察に通報しても良いが）、地域包括支援センター（高齢者総合支援センター）では、そういう高齢者が認知症であるかもしれないことを見極めて専門の医療機関につなげて診療していただくと同時に、介護保険サービスや公的サービスを使いながら、その方が無銭飲食をしないように支援をする手続きを取ったりということをしています。
- ですので、そういうことがあったときに気軽に相談をいただければと思っています。

#### ＜地域包括支援センター（高齢者総合支援センター）の役割を理解しよう＞

- もう少し詳しくということで、1枚めくってもらおうと地域包括支援センター（高齢者総合支援センター）の役割というのが書いてあります。
- 介護保険で言うところの自立して生活はできるのだけれど、何らかの支援が必要という方には、高齢者施策の様々なサービスを勧める相談、また、要支援という軽度の介護が必要な方のケアマネジャー的な役割もやっています。
- 皆様の権利をお守りするところでは、例えば認知症で身寄りがいない方ですと、ご自身でお金の管理ができないというときに成年後見制度という認知症の高齢者の権利を擁護する制度を国の方で作っております。弁護士や司法書士が認知症の方のお金の管理や契約を代行するなどのサービスを使っていたくことで、皆様方のようにお店にお支払をするということがスムーズにできるようになる。そういったサービスを使うことによって騙されないようになる一

方で、皆さんのような事業者にご迷惑を掛けなくて済むことができます。

- ・ 認知症の方や孤立している方を繋いでいただくことが接点になってくると思います。

<お客様で困っていらっしゃる方はいないか？>

- ・ そういう方々が皆さん方のお店に行かれていると思うんですね。多分、飲食業界の皆様であれば、夕方になればいつも同じ洋服を着て、身なりもあまり綺麗じゃなくて、ビールと食事だけを摂って帰っていかれる、そういう方がもしかしたらいらっしゃるんじゃないか・・・
- ・ そういう方の中に地域にも馴染めず、家族から見放された方がいらっしゃる可能性がある。そういった方が、鬱になって自殺をする、もしくは誰にも看取られずに孤独死ということが墨田区でもおこっています。
- ・ そういうことを起こさないためにも 2009 年度から地域包括支援センターの中に高齢者みまもり相談室という別の相談室を作っています。※表参照
- ・ 簡単に言うと地域包括支援センターがそういった高齢者の権利を守ったり介護が必要になったときの入り口になる、みまもり相談室はそういったサービスには繋がらないかもしれないけれどももしかしたら認知症かも、もしかしたら社会から孤立しているかもという方々を相談室が発見して状況を把握して、サービスが必要になったらすぐにお繋ぎできるようにしていくという、ポジティブに動けるようにしているのが相談室です。
- ・ 皆さんには、比較的こちらの方が身近な窓口になると思います。いつもぽつねんとしていて気になるんだよねという方がいたら気軽に相談して欲しいと思います
- ・ 私たちが訪問して地域の高齢者の実態を把握している機関ですとって尋ねることができます。調査をしながら進めていきます。

<配達の際に、気づいたら！>

- ・ どういうときに連絡をしたらいいのかという参考となるチラシを用意しています。(資料:「こんにちは！みまもり相談室です！」文花高齢者みまもり相談室のチラシ)
- ・ 文花高齢者みまもり相談室が作っているものです。外から見て心配なことが書かれていますので、直接皆様には関わらないかもしれませんが、例えば、配達にいったら郵便物が溜まっていたとか、よく来てくれていたのが最近急に来なくなったとか、元気がなくなって様子がおかしいというようなことが書いてあります。
- ・ 配達に行ったが電灯がつきっぱなし、夜になっても電灯がつかないとか、洗濯

物が干しっぱなしになっていて、雨が降っているのに窓が開けっ放し、という方もそうです。裏面はご自宅を訪問したときのチェックポイントです。

<来店のときに気づいたら！>

- ・ 皆様のお店に来ていただいたときに、どういうときに通報していただいたらよいかというと、例えば分かりやすいのは金銭の管理だと思います。お金を出したときに金銭が分からずに、ひたすらお札ばかり出して、小銭ばかりが溜まっていて、小銭が出せない人とか、おつりの計算ができなくてトラブルになる人とか、金銭の管理が上手くできないときに認知症の始まりである可能性が高いです。
- ・ また、お客さんでいつも同じ洋服を着ていて、食べこぼしのシミがある汚いのだけれど、気にせずずっと同じものを着ている方、もしくは髪がボサボサ、髭が伸びっぱなしといったような、清潔感の無いような格好をしている方々は、もしかすると社会から孤立していて、周りとの接点がないからいつも同じものを着て、寝たまま着たまま起きてという生活になっている方や、認知症が始まっていて清潔に対する感覚が大分うすれている方もいらっしゃると思います。

<連絡したことは、ご本人には言う必要はありませんし、センターも言いません！>

- ・ そういう方がいらっしゃった時にはできれば、こちらのパンフレットに書いてあるそれぞれの地域包括支援センター（高齢者支援総合センター）または高齢者みまもり相談室の電話番号も案内していますので、通報いただければと思います。
- ・ そうして繋げていただけることによって地域の高齢者が、皆様のお得意様となっているお客様が孤立して、一人で亡くなっていくことを防止する。認知症で様々なトラブルを抱えていたら皆様のお店でトラブルになる可能性を早い段階でキャッチして、必要なサービスにつなげることによって逆に、認知症や一人孤独であっても地域で暮らせるまちづくりを将来的にしていきたいと思いますのでぜひともご協力をお願い致します。
- ・ 短い時間なので十分にお話できませんでしたが、皆さんのお客様の中、あるいは皆様のご家族の中に介護が必要な、最近ちょっとおかしいな、認知症かな、いつも同じものを着て同じ物を食べているけどどうしているのかなと気になる方がいらしたら、皆様の地域の地域包括支援センター（高齢者支援総合センター）高齢者みまもり相談室へご連絡下さい。皆様からご連絡いただいたことは秘密にして対応しますのでご相談いただければと思います。  
どうもありがとうございました。

高齢者みまもり相談室一覧 ※2012 年 2 月現在

| 相談室名            | 電話        | 担当地域                    |
|-----------------|-----------|-------------------------|
| 文花高齢者みまもり相談室    | 3614-6511 | 立花・文花                   |
| みどり高齢者みまもり相談室   | 5625-6551 | 両国・千歳・緑・立川・菊川・<br>江東橋   |
| はなみずき高齢者みまもり相談室 | 3614-1465 | 八広・東墨田                  |
| 同愛高齢者みまもり相談室    | 5619-6511 | 横網・亀沢・石原・本所・東<br>駒形・吾妻橋 |
| こうめ高齢者みまもり相談室   | 3625-6541 | 向島・押上                   |
| むこうじま高齢者みまもり相談室 | 6657-2731 | 京島・東向島                  |
| うめわか高齢者みまもり相談室  | 5630-6511 | 墨田・堤通・東向島四丁目            |
| なりひら高齢者みまもり相談室  | 5809-7400 | 錦糸・太平・横川・業平             |



平成23年4月より、「地域包括支援センター」が「高齢者支援総合センター」という名称に変更されました。

# 高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室のご案内

高齢の方のための、  
介護、福祉、健康、医療等の  
総合相談窓口です。

区内8カ所ありますので、  
お近くの担当の支援総合センター  
にお気軽にご相談ください。



**うめわか** 高齢者支援総合センター  
☎5630-6541

墨田1-4-4  
墨田1丁目第2団地4号棟1階  
シルバープラザ梅若内

**むこうじま** 高齢者支援総合センター  
☎3618-6541

向島2-36-11  
老人保健施設ベレー向島内

**こうめ** 高齢者支援総合センター  
☎3625-6541

〈平成23年5月新規開設〉

**こうめ** 高齢者みまもり相談室  
☎5619-6511

向島3-36-7 すみだ福祉保健センター内

**同愛**  
高齢者支援総合センター  
☎3624-6541

〈平成23年4月新規開設〉

**同愛**  
高齢者みまもり相談室  
☎3625-6421

横網2-1-11 同愛記念ホーム内

**みどり**  
高齢者支援総合センター  
☎5625-6541

**みどり**  
高齢者みまもり相談室  
☎5625-6551

緑2-5-12 オウトピアみどり内

**はなみずき**  
高齢者支援総合センター  
☎3610-6541

〈平成23年5月新規開設〉

**はなみずき**  
高齢者みまもり相談室  
☎3614-1465

八広3-22-14 はなみずきホーム内

**たちばな**  
高齢者支援総合センター  
☎3617-6511

立花3-2-9  
たちばな高齢者サービスセンター内

**文花**  
高齢者みまもり相談室  
☎3614-6511

文花1-32-1-101  
シルバー人材センター内

**なりひら**  
高齢者支援総合センター  
☎5819-0541

兼平5-6-2 なりひらホーム内

※高齢者みまもり相談室は、地域の方々や高齢者支援総合センターと連携しながら、高齢者に関する相談及び訪問等によるみまもり活動をしています。  
平成23年度中に全高齢者支援総合センターの担当地域ごとに1カ所、計8カ所開設される予定です。

こんにちは！

文花高齢者

# みまもり相談室です！

## ●「みまもり相談室」ってどんなところ？●

「文花高齢者みまもり相談室」は、おもに文花・立花地区にお住まいの方を対象とした、高齢者の相談・見守りのための窓口です。



最近足が痛くて  
買い物がつらいの



最近うちのお父さんの  
物忘れが目につくの



隣のおばあちゃん家  
新聞が溜まりっぱなし  
なんだけど・・・

そんな時



みまもり  
相談室へ  
電話！

ご相談にのり、一緒に問題を解決  
します！

お気軽にお電話ください！！

※民生委員にご連絡いただいても結構です。

## ●どうやって利用するの？●

まずはお気軽に相談室へ

お電話ください！！

私たちがサポートします！！

☎3614-6511



## ●近隣の方へご協力のおねがい●

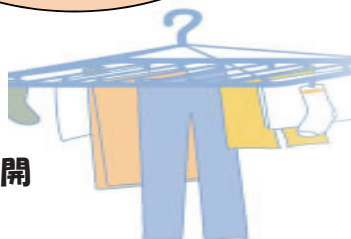
新聞や郵便物がたまっている。



電灯がつきっぱなし  
あるいは夜になっても  
つかない。



数日洗濯物が干しっぱなし、窓が開  
け放しになっている。



ご近所に  
このようなお宅が  
ありましたら  
お知らせ  
下さい！！



最近散歩や買い物に  
行く姿を見かけない。



最近元気がない。  
様子がなんとなくおかしい。

私たちがサポートします！！



さとう  
佐藤

あきもと  
秋元

やまだ  
山田

### 文花高齢者みまもり相談室

墨田区文花1-32-1-101  
シルバー人材センター内

開所時間 月～金曜日(土・日・祝日休)  
9:00～17:00

担当:秋元、佐藤、山田



## 燃えない壊れないまちづくり

墨田区都市計画部建築指導課

講師 小柳 堅一

小柳さん：建築指導課長をしております小柳と申します。

今日は、燃えない壊れないまちづくりと題してお話させていただきます。

- ・ 燃えない壊れないまちづくりと聞いてピンとくる方いらっしゃいますか？ぜんぜんわからないというかたいらっしゃいます？（手が上がる）

<燃えない壊れないまちづくりってどんなこと？>

- ・ まずは、その辺のご説明からしたいと思います。燃えない壊れないまちづくりというのは、燃えない建物を増やしていこうという取り組みでして、昭和 54 年に墨田区で不燃化促進事業という制度を始めました。これは、通常木造住宅、昔は木造住宅がいっぱいあったんですね。それを鉄骨造や、鉄筋コンクリート造、といって直接燃えない建物に建て替えて行くという方に助成金を出して行くという事業をはじめたわけでございます。
- ・ そういった建物が増えていくことによって災害時に、火が出たときに延焼する範囲を抑えることができるという防災に対応したまちづくりを行っていこうとしたわけです。
- ・ 壊れないまちづくりというのは、耐震性ですね。皆様がお住まいの住宅の耐震性を強化していただいて災害時、大きな地震があったときに壊れないような住宅に整備していただくという 2 つの要素を合わせて進めていくことによって防災力を高めたまちづくりをしていこうというのが主旨です。

<耐震性が重要なわけ>

- ・ 耐震化に対するお話ですが、建物を強くするということで建築基準法昭和 56 年の 5 月 31 日以前、それまでの法律で建てられた建物は、非常に地震に対して弱いんですね。昭和 56 年 6 月 1 日以降は、新耐震という基準で建てられています。
- ・ この間の東日本大震災は、津波の被害が大きかったんですが、阪神淡路大震災のときは新耐震で建てられた建物は基本的に、手抜き工事があれば別ですが、倒壊した建物は少なかったと記憶しています。耐震性のある建物を増やしていこうと、阪神淡路大震災のあった平成 7 年に区では、耐震診断助成制度というものを作りました。古い建物でも一定の耐震体力を持っているのか診断する制度でして、設計事務所などに診断してもらう制度となっています。その場合の

費用を助成させていただくというものをスタートしました。

#### <耐震制度の取り組み：相談>

- ・まずはじめに、木造住宅無料耐震相談をしております。ご自分が生活する住宅、お店も建物の1／2以上が住宅であれば無料耐震相談の対象になりますので不安があれば使えます。
- ・その上で耐震診断助成事業は、専門家に相談してもらった上で診断してもらおうかなとなった場合に、診断費用を助成させていただくというものです。

#### <耐震制度の取り組みが墨田区で必要な理由>

- ・これには、耐震改修助成事業というのがあります。これは平成18年からは改修工事そのものを助成の対象とさせていただいております。これは工事費なので安くても数十万から百万円以上のお金がかかったりするわけですが、後ほどお話させていただきます。
- ・東京都のほうで作ったものですが墨田区で直下型地震にあったときの被害想定をしたものです。
- ・マグニチュード7.3で、ご覧のような条件で被害があったときに、被害想定したもので区内の死者数376人ということでございます。建物倒壊については、12,377棟となっています。
- ・墨田区内の世帯が47,000棟くらいで、木造、木造でない建物合わせた数です。そして、地震火災による被害が出る建物が14,660棟であるという想定があります。
- ・平成18年土地利用現況調査というのがありまして、今言った47,060棟のうち木造系住宅が16,626棟あるんですが、新耐震以前に建てられた住宅が30,000棟以上ある状況です。

#### <耐震化の目標値>

- ・耐震化の目標は、国に耐震改修促進法という法律があり、指針を定めたのが平成18年12月に出ており、それを基に墨田区でも平成19年に区の耐震改修促進計画というのを作成しました。その中で平成27年度を目途にして、住宅の耐震化率を85%にしたいということを目指しています。
- ・民間の特定建築物、例えば病院など特定多数の方が集まる施設について耐震化率を90%にもっていくこと目標にしています。
- ・区の公共施設については、平成27年までに100%耐震化を図ることを目標としています。
- ・ちなみに、住宅の85%を耐震化するのは、戸数で算出しています。マンション

ンというのも一戸ずつカウントしていきます。今現在 70%台半ばです。

<どのように耐震化を進めようとしているのか>

- ・ 先ほどの事業の流れは、心配な方に相談してもらい、基本的に区の方に相談いただいた方を、平成 17 年、改修工事に助成制度をはじめたのと同じころ、東京都建築士事務所協会墨田区支部など関係機関が協議会を作ってくれました、この耐震補強推進協議会に紹介して、業者さんを決めていただき相談への対応を進めるということになっています。
- ・ 相談の中で実際に診断を受けてみようという方に業者を選定していただき診断を行うということになっています。
- ・ 最後に、実際に診断したところ耐震性がないという場合には、実際に改修工事をやってみようという方には改修工事の助成事業をさせていただくことになっています。この改修工事の助成については、耐震診断を受けた方というしぼりがあります。
- ・ 無料相談、改修といっても一定のお金がかかります。ただ、技術も進歩しましていかに安く改修工事ができるか、工事期間を短くできるか、それぞれのお宅によって一番安く早くできるのかそういったことも含めていろいろ相談いただけることが可能かと思います。
- ・ 耐震助成制度の中身ですが、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建物ですが、条件が出てきます。助成対象は、診断を実施する方、診断結果は第 3 者評価、専門の評価機関を定めていますが、診断そのものを第 3 者の目を通してチェックするというシステムをとっています。

(資料：いつ起こるか分からない地震に備え「建物の倒壊を防ぐ耐震改修」を行ってみませんか？ 墨田区都市計画部建築指導課 パンフレット参照)

<具体的な助成内容>

- ・ 下のほうに助成限度額が書いてありますが、木造建築物の場合、診断費用の 1 / 2 以内かつ 75,000 円以内。
- ・ 非木造の場合ですと、鉄筋コンクリート造の場合ですと、1 / 2 以内かつ 500,000 円から 2,000,000 円となっています。これには面積用件があって、大きさによっていろいろ変わってきます。

<耐震改修はどのレベルまでしないと効果が無いのか？>

- ・ 次に改修の促進助成事業ですが、耐震改修といっても通常①簡易な耐震改修の助成と書いてありますが、耐震の評点というのは、関東大震災クラスの地震で

すが、震度 6 強の地震が来た場合に、建物が倒壊せず人命を守れるという基準を 1.0 と国で定めています。この倒壊しないというのは、あくまでも再利用するという事までは含まれていないのです。

- ・耐震性があるか、ないかというのは、この 1.0 を満たしているかどうかで判断します。
- ・墨田区の場合は、この 1.0 に満たない、数値が 0.2 だった 0.3 だったといった場合に、0.4 にしよう、0.5 にしようとする数値を上げる耐震改修工事を行っていただいた方には、簡易な耐震改修を行ったということで助成をさせていただいています。
- ・ご自宅の中で 24 時間で一番長くいる部屋を重点的に補強するという事で、一時的な生命を守る、避難までの時間を稼ぐということで十分可能であろうという考え方の基に簡易改修というものを対象としています。
- ・高齢者について 65 歳以上の方、障害者の方についてご本人、親族の方が居住していれば、助成率をさらにアップして限度額を多く助成させていただくという事をしています。これは、持ち家でなくてもアパートでも所有者の方の了解があれば、借家人でも耐震補強の申請があれば対象とすることができます。

#### <制度を使いやすくするために>

- ・代理受領制度というのは、耐震診断や耐震改修工事に掛かる費用を立て替えて全額支払う必要がなくなるというものです。例えば、80 万円かかりました、助成額 45 万円と残る 35 万円を用意しなければならないわけです。その 80 万円を用意するところを助成額を引いた 35 万円だけ業者に支払えば、後は直接業者へ助成額を支払うという方法で、耐震補強をした家主の方の負担を軽くすることもしています。
- ・対象は、個人、中小企業でも対象です。助成率、限度額を示しています。簡易改修と書いてあるところが 1.0 に満たない改修を行ったときに、耐震改修は 1.0 以上の改修を行った場合に適用になります。

#### <区の取り組み方>

- ・本日お配りしたパンフレットをご覧くださいと思っています。区では耐震改修を積極的に取り組んでいる地域を区報で取り上げています。そういったところを緊急対応地区内としています。それ以外を地区外として、助成率を分けさせていただいています。その中で、一般と高齢者、障がい者、ということで助成対象と助成率に違いを設けて対応しています。
- ・グリーンのところは緊急対応地区と定めたところです。これは東京都の方で防災まちづくり推進計画というので示されたものがあります。その中で住宅市街

地の重点整備地域というのがあります。それとあわせて 5 年ごとの地域危険度調査というのがあります。その危険度の高い地域を厳選して地域を設定しています。

- ・ 非木造に対する耐震化制度ということでは、鉄骨造や鉄筋コンクリート造につきましても、こういった耐震アドバイザーといった木造以上にチェックしていく、ボリュームもありますので費用もそれなりにかかるということで、派遣制度を設けています。木造の無料相談に当たるものです。民間建築物耐震診断助成事業は先ほどご説明したものです。分譲マンション沿道建築物耐震化助成制度は災害時に緊急輸送道路というのを東京都のほうで定めております。特定と一般と東京都のほうで分けています。区として条例化して、平成 24 年 25 年の 2 ヶ年で沿道にある対象建物を耐震診断を義務付けていくということでかなり力を入れてやっていくことにしています。これは都と区が連動して行うということにしています。新たな耐震助成制度ということです。
- ・ 昨年度、平成 22 年 11 月に住宅マスタープランを改定しました。この中に耐震に絡んだ新しい制度、耐震・バリアフリー改修促進支援助成制度を 23 年 4 月からスタートしています。福祉関係とバリアフリー改修、これは介護認定を受けた方や一定の障害をお持ちの方を対象に、住宅をバリアフリーにされると同時に耐震補強をしていただける方には、さらに助成率のアップをしていくという取り組みで今年 4 月から行っています。これまで最高で 2 / 3 であったものが 5 / 6 まで助成するというものです。
- ・ 民間木造住宅の改修についても拡充しています。空き家だったお部屋をバリアフリー化するにも対象としています。改修した後に高齢者の方にお貸しいただけるようにしているわけです。
- ・ 不燃化助成制度は、木造の建物を鉄骨や鉄筋コンクリート造に建て替えていただいたときに、不燃化助成制度を活用していただけるようにしています。区の南部につきましては、不燃化率を上げるという意味でも達成させていただいています。ピンクのところは重点化不燃化促進事業として展開させていただいています。水色のところは不燃化推進事業で取り組んでいます。北部については 50% 台ということで数値を上げていかなければならないのですが、木造でも一定の耐火性を有したものを建てられるようになってきて、なかなか不燃化、鉄骨や鉄筋コンクリート造に建て替わらないような流れも出てきています。そんな中で一定の耐火性のある木造住宅についても一定の評価をして、不燃化図、数値を見ていこうということで現在取り組んでいます。
- ・ 木造の建物で商店ですと間口が広くて、通りに面している壁が少ない建物については耐震化に取り組んでいただければと思います。



## 『補助犬・高齢者のみまもりなどを知る集い』 参加者数

平成23年11月14日 曳舟文化センター

|                |    |                    |
|----------------|----|--------------------|
| 鮭商生活衛生同業組合     | 3  | (1名は地域生活支援事業検討会委員) |
| 麺類生活衛生同業組合     | 2  | (1名は地域生活支援事業検討会委員) |
| 中華料理生活衛生同業組合   | 1  |                    |
| 飲食業生活衛生同業組合    | 1  |                    |
| 食鳥肉販売業生活衛生同業組合 | 1  | (1名は地域生活支援事業検討会委員) |
| 理容生活衛生同業組合     | 15 |                    |
| 美容生活衛生同業組合     | 1  | (1名は地域生活支援事業検討会委員) |
| 公衆浴場業生活衛生同業組合  | 3  | (1名は地域生活支援事業検討会委員) |

(生活衛生同業組合 小計 27)

|               |   |                       |
|---------------|---|-----------------------|
| 行政機関（東京都）     | 2 | ）                     |
| 高齢者みまもり相談室    | 4 |                       |
| 一般 区民         | 1 |                       |
| 地域生活支援事業検討会委員 | 1 | 《ほかに生活衛生同業組合等の委員等11名》 |

(小計 8)

「主催者関係者」

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 日本盲導犬協会神奈川訓練センター | 2 |                    |
| 墨田区 建築指導課 厚生課    | 6 | (2名は地域生活支援事業検討会委員) |
| 墨田区社会福祉協議会       | 1 | (1名は地域生活支援事業検討会委員) |
| 東京都生活衛生営業指導センター  | 5 | (2名は地域生活支援事業検討会委員) |

(小計 14)

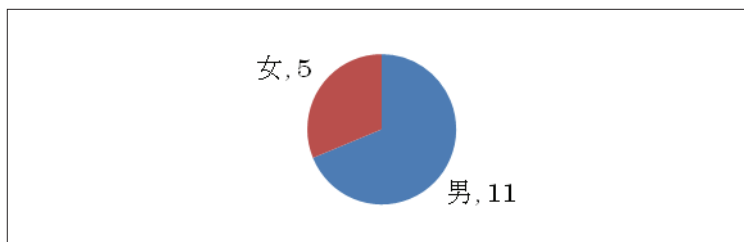
**合計 49名**

## 受講者アンケート結果の概要

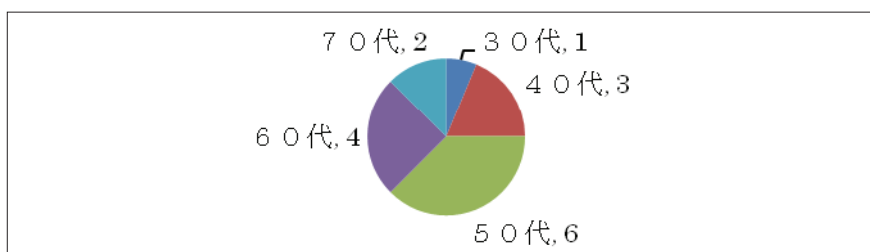
受講者 35 名 回答者数 16 名

男 28 名 女 7 名 (45, 7%)

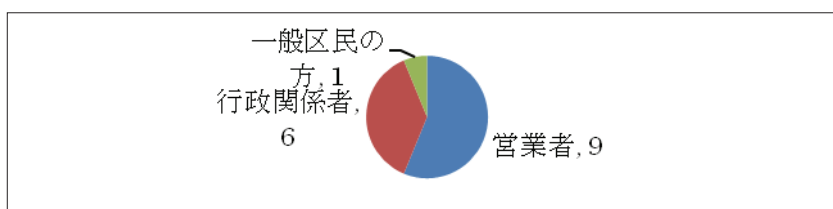
### 1. あなたの性別をお答えください。



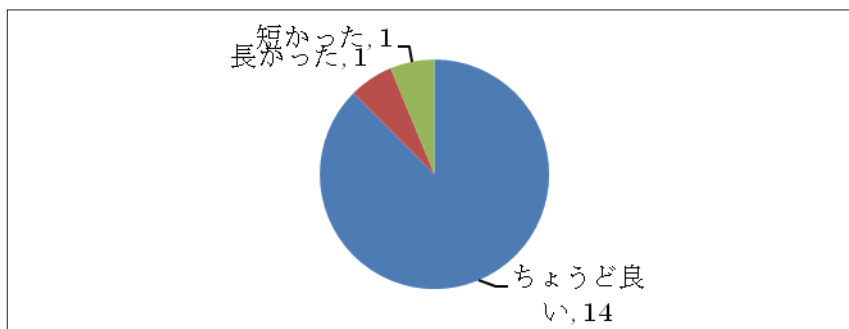
### 2 あなたの年齢をお答えください。



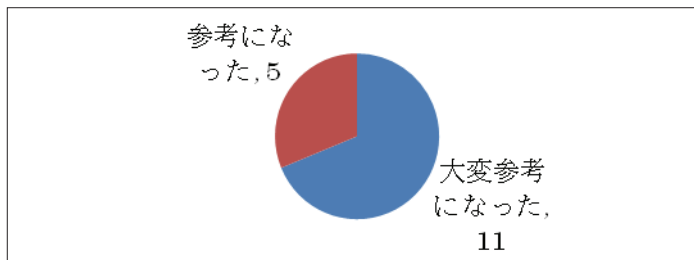
### 3. あなたに該当するものをお答えください。



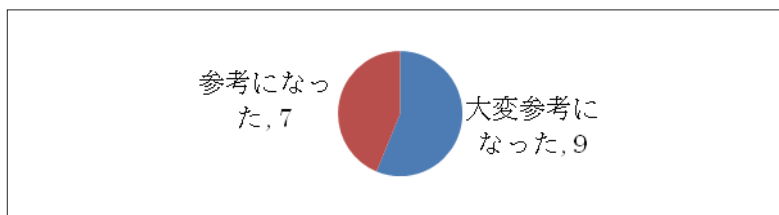
### 4 講習会開催時間についてお聞きます。



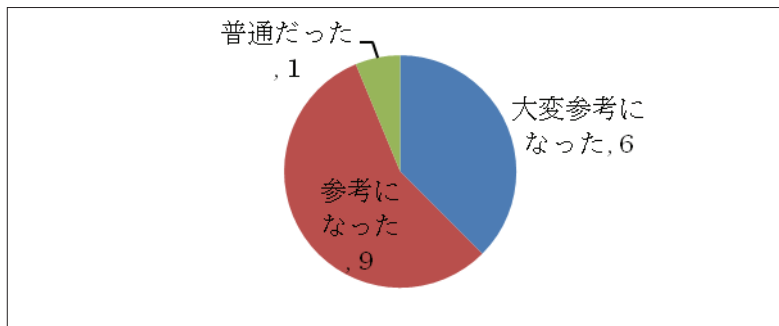
5. 補助犬同伴受入れについてお聞きします。



6. 高齢者のみまもり相談について。



7. 燃えない壊れないまちづくりの実現を目指してについて。

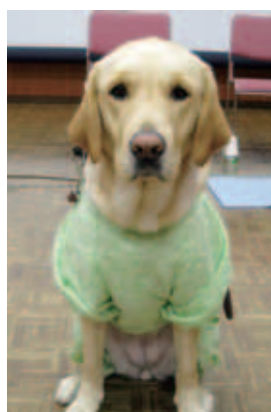


8. 今回の講習会についてご意見・ご感想・ご要望等がございましたら、ご記入ください。

補助犬についてのPR不足だと感じました。

- ・ 障害者の権利と店舗等の経営者の権利 互いにもっと意見の交換が必要と感じた。
- ・ とくに補助犬の関連については感銘を受けました。共有することが重要だと思うと同時に喜びに感じていきたいと思いました。
- ・ 三つの講習とも、いつも気がつかない点の指摘をいただき、参考になった。具体的なことから、行っていきたいと思いました。
- ・ 大変お疲れさまでした。
- ・ ご苦労さまでした。

MEMO



「補助犬・高齢者のみまもりなどを知る集い」報告書

平成 23 年 11 月 14 日（月）14 時～16 時

墨田区曳舟文化センター

共催 墨田区都市計画部建築指導課・福祉保健部厚生課

電話 03-5608-6269

03-5608-6150

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

電話 03-3614-3900

財団法人 東京都生活衛生営業指導センター

電話 03-3445-8751